

小郡市監査委員公表第22号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年9月8日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月29日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第18号（令和7年6月11日付 経営戦略課）分

・・・・・ 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第18号（令和7年6月11日付 経営戦略課）分

	監査の結果	措置の状況
1	1. 支出事務について適正な事務処理を求めるもの 恋人の聖地撮影会時の駐車場代について、立替 払を行っていた。 現行法令上、立替払の制度は認められていない。 資金前渡など適正な方法により支出されたい。	指摘事項について、課内で共有を図った。 また、現行法令上の駐車場代の取り扱いにつ いて、適正な支出ができるように管理職から課員へ 周知・徹底を図った。 今後、立替払を行わないように、支出負担行為 書・支出命令書綴に注意喚起を行う。